

京丹後市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和8年6月施行版)

令和8年6月

京丹後市訪問型サービス（独自）サービスコード表	1
京丹後市通所型サービス（独自）サービスコード表	2
京丹後市介護予防ケアマネジメントサービスコード表	3

京丹後市訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位		日割の場合	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2349単位		日割の場合	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位		日割の場合	123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			287単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22	網掛け部分は、京丹後市では現時点では使用しません 所要時間20分以上45分未満の場合				179単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合			220単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163単位	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2		
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減算					1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15%減算					
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12%減算					
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算					1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算					1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算					1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算					1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算					1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算					1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算					1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算					1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算					1回につき

A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位 加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100単位 加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位 加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回程度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算			1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算			

京丹後市通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位	
種類	項目									
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1				1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位 日割の場合				59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2					3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位 日割の場合				119 単位	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス13	網掛け部分は、京丹後市では現時点では使用しません				回まで	436 単位	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス14					回まで	447 単位	447	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算		-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2		36 単位減算		-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算		-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2		4 単位減算		-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算		-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2		36 単位減算		-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算		-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2		4 単位減算		-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5% 加算				1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5% 加算				1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の5% 加算				1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算		-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2		752 単位減算		-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算		-94	1回につき		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合					47 単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算					100 単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算					240 単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算					50 単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算					200 単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)			150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)			160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算					480 単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2		176 単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2		144 単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24 単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2		48 単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100 単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5 単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の111/1000 加算				
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の120/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の109/1000 加算				
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の118/1000 加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算ⅢⅠ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の99/1000 加算				
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅠ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の83/1000 加算				
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅢ		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の117/1000 加算				
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅣ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の127/1000 加算				
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅢ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の115/1000 加算				
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅣ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の125/1000 加算				
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算ⅢⅢ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の105/1000 加算				
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅡ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の89/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	定員超過の場合×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447単位		313	

京丹後市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5 442単位	442 単位		442	1月につき
AF	2112	介護予防ケア高齢者虐待防止未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位	438	
AF	2113	介護予防ケア高齢者虐待防止未実施・業務継続計画未策定減算		4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算 434 単位	434	
AF	2114	介護予防ケア業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算 4単位減算 438 単位		438	
AF	4001	初回加算		ロ 初回加算 300 単位加算		300	
AF	6132	委託連携加算		ハ 委託連携加算 300 単位加算		300	
AF	6207	介護予防ケア処遇改善加算11	ニ 介護職員等処遇改善加算	介護予防ケアマネジメント費のみ 9 単位加算			
AF	6208	介護予防ケア処遇改善加算12		介護予防ケアマネジメント費＋初回加算または委託連携加算（ハの減算あり） 15 単位加算			
AF	6209	介護予防ケア処遇改善加算13		介護予防ケアマネジメント費＋初回加算または委託連携加算（減算なし、もしくはロ又は二のいずれかの減算あり） 16 単位加算			
AF	6210	介護予防ケア処遇改善加算14		介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算 22 単位加算			